

南大隅町妊婦歯科健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、妊婦に対する歯科健康診査(以下「妊婦歯科健診」という。)を実施することにより、妊婦の口腔衛生、衛生意識の向上を図り、早産の危険性が高まる要因の一つである妊婦の歯周病を予防することを目的とする。

(対象者)

第2条 妊婦歯科健診の対象者は、南大隅町に住所を有する妊婦とする。

(実施医療機関)

第3条 妊婦歯科健診の実施については、肝付歯科医師会及び鹿屋市歯科医師会等(以下「委託医療機関」という。)に委託するものとする。

(受診票の交付)

- 第4条** 母子健康手帳を交付する際に、妊婦歯科健康診査受診票(様式第1号。以下「受診票」という。)を交付するものとする。ただし、既に母子健康手帳の交付を受けた後に他市町村から転入した妊婦に対しては、転入届を行ったときに、妊婦歯科健診を受診していないことを確認したうえで、受診票の交付を行うものとする。
- 2 前項の規定により交付を受けた受診票を破損又は紛失した者は、受診票の再交付を受けることができる。
 - 3 受診票の有効期間は、受診票の交付の日から出産日までとする。

(受診方法)

- 第5条** 受診票の交付を受けた者は、妊婦歯科健診を受診するときは、受診票を委託医療機関に提出し、受診するものとする。
- 2 妊婦歯科健診の受診回数は、1回の妊娠につき1回とする。

(健診内容)

- 第6条** 妊婦歯科健診の内容は次のとおりとする。
- (1) 口腔内診査(歯の状況、歯周病の状況)
 - (2) ブラッシング指導及び、歯科保健指導
- 2 医療機関は、健診結果を母子健康手帳の所定の欄及び受診票に記載し、受診票は報告書、請求書と共に町へ送付するものとする。
 - 3 医療機関は、未処置歯等の治療を必要とする妊婦に対し、治療を勧めるものとする。
- (費用)

第7条 歯科健診に要した費用は、南大隅町の負担とし、その額は委託契約による額とすること。

2 費用の請求及び支払いは、次のとおりとする。

(1) 委託医療機関は、当月分の受診票を取りまとめ、それに妊婦歯科健康診査実施報告書（様式第2号）及び妊婦歯科健康診査実施請求書（様式第3号）を添えて、翌月10日までに町長に提出すること。

(2) 町長は、提出書類の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、委託医療機関に委託料を速やかに支払うこと。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。